

徳島県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、障がい福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障がい福祉人材確保・定着の基盤を構築する障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）又は障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）が行う当該人材確保・職場環境改善を実施するために必要な経費に対し、予算の範囲内で、施設・事業所又は障害児通所支援事業所等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 この補助金の対象となる施設・事業所又は障害児通所支援事業所等は、徳島県内に所在する令和7年2月19日障発0219第3号「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」又は令和7年2月26日こ支障発第38号「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（以下「国の実施要綱」という。）に掲げるサービス類型の施設・事業所又は障害児通所支援事業所等であって、国の実施要綱4に定める要件を満たす者とする。

(対象経費)

第3条 補助対象経費は、職場環境改善や人件費改善のために必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、国の実施要綱7によるものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 交付対象期間中の施設・事業所又は障害児通所支援事業所等に対する各月の補助額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 補助額＝ア×イ×ウ（1円未満の端数切り捨て）

ア 基準月における一月当たりの障害福祉サービス等又は障害児通所支援等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）

イ 1単位の単価

ウ サービス類型別交付率

(2) 前号に規定する交付率については、別表1に定める率とする。

(3) 別表2に掲げるサービスは、本補助金の対象外とする。

(補助金交付申請書等)

第5条 補助金の交付の申請については、法人等の名称（以下「法人名」という。）その他必要事項を記載した様式第1号による申請書に国の実施要項8（1）に定める計画書を添えて、知事の定める期日までに提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を、当該事業の属する会計年度の翌年度から起算して終了後5年間保存しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第14条2項に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。
- (2) 国の実施要綱8(3)に規定する届出内容を証明する資料を、当該事業の属する会計年度の翌年度から起算して終了後2年間保管し、知事から求めのあった場合は速やかに提示すること。
- (3) 協議又は不正の手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、交付金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画細部の変更とする。

(変更の承認の申請)

第8条 規則第5条第1項第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止)

第9条 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

- 2 規則第11条の規定による実績報告は、国の実施要項8(2)に定める実績報告書を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 1 1 条 規則第 1 2 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第 5 号）により知事に補助金の請求をしなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第 1 2 条 知事は、補助事業者に対して前条第 1 項又は第 3 項の補助金請求書を受領した後に、補助金を支払うものとする。

（過誤調整等）

第 1 3 条 知事は、障害福祉サービス等報酬の過誤等があり、交付決定額に変更が生じ、既に交付した額が交付決定額を超えることとなる場合、当該額の返還を命じることができるものとする。

（財産処分の制限）

第 1 4 条 規則第 1 7 条第 2 号及び第 3 号の知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 0 万円以上のものとする。

2 規則第 1 7 条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定める耐用年数とする。

3 知事は、規則第 1 7 条の承認をするとき及び補助事業者が取得財産等の処分をするこにより収入があるとき（取得財産等の処分が前項に定める期間を経過している場合を除く。）は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 2 7 日から施行し、令和 6 年 1 2 月のサービス提供分から適用する。

別表 1 徳島県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業 対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7 %
重度訪問介護	12.7 %
同行援護	12.7 %
行動援護	12.7 %
重度障害者等包括支援	12.7 %
生活介護	7.2 %
施設入所支援	13.6 %
短期入所	13.6 %
療養介護	13.6 %
自立訓練(機能訓練)	7.9 %
自立訓練(生活訓練)	7.9 %
就労移行支援	5.5 %
就労継続支援A型	5.5 %
就労継続支援B型	5.5 %
就労定着支援	5.5 %
自立生活援助	5.5 %
共同生活援助(介護サービス包括型)	9.4 %
共同生活援助(日中サービス支援型)	9.4 %
共同生活援助(外部サービス利用型)	9.4 %
児童発達支援	9.6 %
医療型児童発達支援	9.6 %
放課後等デイサービス	9.6 %
居宅訪問型児童発達支援	9.6 %
保育所等訪問支援	9.6 %
福祉型障害児入所施設	16.6 %
医療型障害児入所施設	16.6 %

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

別表 2 徳島県障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業 非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)、障害児相談支援	0%